

# 一宮市空き店舗利活用支援補助金

商店街の空き店舗を利活用して集客や賑わいの創出のための事業を行う方に、開業にかかる**賃借料**の他、**改装費や広告宣伝費等の初期費用**の一部を補助します。（予算の範囲内で実施します）

## 1 補助対象者

商店街の空き店舗（空き家）を利活用し開業する事業者が対象。

ただし、以下の場合のいずれかに該当する場合は対象外となります。

### 【対象外となるもの】

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があるもの
- ・市税に未納がある場合
- ・補助対象者と空き店舗等の所有者との関係が同一世帯又は生計を一にするもの若しくは3親等以内の親族であるもの、また、補助対象者が法人の場合にあっては、その法人の役員と空き店舗等の所有者との関係が同一世帯又は生計を一にするもの若しくは3親等の以内の親族であるもの
- ・上記以外で、公の秩序に反するおそれがあるもの
- ・提出する誓約書に記載のある事項について誓約できない場合

## 2 補助対象経費

| 区分          | 補助対象経費                                                                                                                                                                                                  | 補助率                                                     | 補助限度額<br>（千円未満切り捨て）                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 初期費用等<br>補助 | <b>【店舗改装費】</b><br>店舗等の内外装工事費、設備<br>（水道、電気、ガス、空調、通信）工事費等<br><b>【広告宣伝費】</b><br>新聞折込広告、雑誌等広告掲載費、のぼり旗製作費<br>ウェブサイト構築費等<br><b>【印刷製本費】</b><br>ポスター、チラシ、クーポン券等の印刷費<br><b>【開店イベント費】</b><br>開店イベント委託料、粗品代等の消耗品費等 | <b>1/2</b><br>（特定創業<br>支援を受けた<br>事業者 ※は<br><b>2/3</b> ） | 初期費用等補助と賃<br>借料補助と合わせて<br><b>80万円</b> |
| 賃借料補助       | <b>3カ月分</b> （店舗営業を開始した日の属する月から<br>起算）の賃借料で、翌年度にまたがる賃借料も含<br>めた前払い分も含めて年度内に支払ったもの<br>（敷金・礼金、不動産仲介料、共益費及び消費<br>税額を除く）                                                                                     | <b>1/2</b>                                              |                                       |

※特定創業支援を受けた事業者とは、産業競争力強化法に基づき、市が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受け、市から証明を受けた事業者

### 3 補助対象要件

#### ▼補助対象となる事業

- ・昼間（午前 9 時から午後 5 時）において少なくとも連続した 3 時間以上の営業、かつ、月の日数の半分以上は、客との対面における営業を行うもの
- ・空き店舗等の賃借については、借上げに係る契約期間が 1 年以上あるもの
- ・開業する空き店舗等が市内の商店街振興組合（共同組合）の区域にあり、事業開始までに、その商店街振興組合（共同組合）に加盟すること

#### ▼補助対象外となる事業

- ・当該年度において、いかなる名目でも他で本市又は国、愛知県の補助対象となったもの（受ける見込みのあるものも含む）
- ・市の補助対象となった施設で、5 年を経過しないで改装しようとするもの
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に係る事業
- ・空き店舗等の店舗床面積が 1,000 平方メートルを超える場合
- ・改装工事が建築基準法等の法令に適合しない場合
- ・空き店舗等を専ら事務所又は倉庫として利用する事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・上記以外で、公序良俗に反する事業その他市長が不相当と認める事業

#### ▼補助対象の期間

**2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに申請し、その経費を支払済みであること**

### 4 事前相談

この補助金は、**補助金交付申請前に事業着手すると、補助金を交付できません。**

このことを含めて、検討されている事業者の方は、**事前に下記問合せ先までご相談ください。**

### 5 問合せ先

〒491-8501

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市活力創造部産業振興課 商工グループ

TEL : 0586-28-9130

MAIL : sangyo@city.ichinomiya.lg.jp